

資料【文化芸術団体ステップアップ助成金】助成対象経費・助成対象外経費

- 実施団体又はその構成員が請求者となっている経費は、原則助成対象外経費となります。

費目	助成対象経費	助成対象外経費
報償費	必要な知識、情報を得るために招へいする講師等への必要な経費、原稿料等	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員への報償費 ・懇親会出席に係る謝金 ・適当な理由がない場合の新潟市謝礼単価基準以上の報償費の支払い
旅費	<p>取り組みに係る必要な旅費（交通費、宿泊費、招聘旅費）で、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算されたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経路等を証拠書類として提出すること ・航空運賃の場合は、航空券領収書とともに、航空券の写しまたは半券の写しを提出すること。 ・自家用車の使用は、1 kmあたり 22 円（1 km未満の端数切捨て）で計算すること。 ・宿泊については新潟市の旅費規程（1泊 10,900 円）を上限とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な旅費支出 ・当日に間に合うにもかかわらず、前泊等に要した旅費等 ・航空・列車・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、ビジネスクラス料金、グリーン料金） ・タクシー料金（ただし、他の公共交通機関がない等、条件によっては認められることがある。事前にアーツカウンシル新潟へ問い合わせること。）
消耗品費	取り組みとの関連性が認められるもので、単価 3 万円未満（税込）のもの（文具類、インク代、用紙代、燃料費等、事業に直接に必要な消耗品費等）。	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組みとの関連性が認められないもの ・単価が 3 万円（税込）以上のもの
印刷製本費	<p>取り組みとの関連性が認められるもの。（報告書、パンフレット等の印刷製本費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1 発注当たり 5 万円を超える場合は、2 社以上の相見積もりが必要となり、いずれか廉価な方を対象とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り組み終了後、記念として制作するもの（記念誌、記録集）

役務費	<p>広告宣伝費、翻訳料、デザイン料、通信運搬費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>1 発注当たり 5 万円を超える場合は、2 社以上の相見積もりが必要となり、いずれか廉価な方を対象とする。</u> ・ <u>郵送料については窓口精算又は後納郵便に限り、送付先一覧表等の証拠書類を必ず提出してください。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切手、レターパック等、送付先が明らかでないもの
委託料	調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託内訳が明確にされていないもの
使用料および賃借料	<p>駐車場代、会場使用料（付帯設備費を含む）、機械設備等の使用料、車両リース（レンタカー）、高速使用料等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>備品については、原則リースでの対応を優先させ、使用料で積算してください。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局・事務所の維持に係る経費（事務局賃料、生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等）
雑費	振込手数料、代引手数料、外貨両替手数料、等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印紙代
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視察・研修等への参加費 ・ その他の取り組みの実施のために必要と認められる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備費 ・ 備品等購入費 ・ 手土産代

【資料】新潟市の謝礼単価基準

以下の規則に準じて、謝礼単価として定めることとする。

謝 礼 基 準

区 分		限 度 額
A	医師	15,700円
B	大学教授・弁護士・裁判官 官公署の幹部職員（部長級以上）相当 民間団体の幹部職員（部長級以上）	14,600円
C	大学准教授・講師	12,600円
D	小学校・中学校・高等学校の校長 官公署の幹部職員（課長級以上）相当 民間団体の幹部職員以外の職員	9,000円
E	小学校・中学校・高等学校の教諭 官公署の幹部職員以外の職員 公共団体附属機関の委員、高度な専門技術者	7,600円
F	市町村ブロック単位組織団体の幹部職員 有資格の実技指導者	6,200円
G	青年会・婦人会の役員、実技指導補助者	5,200円

- 1 限度額には消費税及び地方消費税の額を含むものとする。
- 2 講演等の場合、時間は概ね2時間とする。
- 3 それぞれの区分には、これらに準ずる者を含むものとする。

以 上